

## 様式 1 公表されるべき事項

国立研究開発法人国立成育医療研究センター（法人番号6010905002126）の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国立成育医療研究センターの主要業務は研究開発と医療提供である。役員報酬水準を検討するにあたって、研究開発と医療提供を主要な業務とする他NC法人を参考にした。

○国立がん研究センターは同じ国立研究開発法人として研究開発と医療提供を実施している。

公表資料によれば、平成28年度の長の年間報酬額は20,178千円である。

○国立国際医療研究センターは同じ国立研究開発法人として研究開発と医療提供を実施している。公表資料によれば、平成28年度の長の年間報酬額は20,554千円であり、理事（常勤）については、16,299千円である。

##### ② 平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

業績年俸について、役員報酬規程により厚生労働大臣の業績評価結果から、100分の80から100分の120の範囲内で支給している。なお、平成29年度は厚生労働大臣の平成28年度の業績評価結果がA評価であったことから、一定の評価を実施することとして、100分の110で支給することとした。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月例年俸及び業績年俸から構成されている。月例年俸については、国立成育医療研究センター役員報酬規程の則り、本給（984,000円）に地域手当（182,040円）を加算して算出している。業績年俸についても、国立成育医療研究センター役員報酬規程の則り、本給+地域手当に厚生労働大臣の業績評価結果に応じて100分の80から100分の120の範囲内で支給している。さらに、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た割合としている。

理事

理事については、本給（818,000円）に地域手当（151,330円）を加算して算出している。他は同上。

理事（非常勤）

勤務1日あたりの報酬を60,000円とし、勤務日数に単価を乗じた金額としており、前年度からの改定はない。

監事（非常勤）

勤務1日あたりの報酬を60,000円とし、勤務日数に単価を乗じた金額としており、前年度からの改定はない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成29年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	19,977	11,808	5,751	2,185 233 (地域手当) (通勤手当)			
A理事	16,689	9,816	4,876	1,816 181 (地域手当) (通勤手当)			
B理事 (非常勤)	1,440	1,440	0	0 ( )		3月31日	
C理事 (非常勤)	1,440	1,440	0	0 ( )			
A監事 (非常勤)	2,820	2,820	0	0 ( )			
B監事 (非常勤)	2,940	2,940	0	0 ( )			

注1：「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2：地域手当は18.5%。

注3：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

##### 法人の長

国立成育医療研究センターは、胎児に始まり、新生児、乳児、学童、思春期、成人へと成長・発達し、次の世代を育む過程を、総合的かつ継続的に診る医療に関し、調査、研究及び技術の開発、医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育医療に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設立された法人である。

当法人の理事長は、我が国の研究、医療水準の向上を目指して、研究所、臨床研究センター、病院の各部門、1000人を超える職員のほかフェローやレジデントなどを統率して、成育疾患分野における臨床、研究や人材育成などの面で成果を継続して生み出すための高いマネジメント能力やリーダーシップ、研究分野に関する高度な専門性に加え、法人のトップとして職員や国民からも信頼を得られる人物が求められている。

また、理事長は日本小児総合医療施設協議会会長、公益社団法人日本小児科学会監事を務めており、高いマネジメント能力やリーダーシップを有し、当該分野において顕著な実績を残している。

そのような条件を満たす人材を登用するためには、当法人と同様に研究開発と医療提供を行っている他NCと同程度の待遇にする必要がある。なお、同じ東京23区内にある国立がん研究センター、国立国際医療研究センターの長は、年間2,000万円を超えている。

こうした職務上の特性や他法人との比較を踏まえると、その報酬水準は妥当なものと認められる。

また、当法人の平成28年度業務実績評価については、総合評定A評価（8項目中S評価1項目、A評価2項目、B評価5項目）であり、この点を踏まえても報酬水準は妥当と考えられる。

##### 理事

国立成育医療研究センターは、胎児に始まり、新生児、乳児、学童、思春期、成人へと成長・発達し、次の世代を育む過程を、総合的かつ継続的に診る医療に関し、調査、研究及び技術の開発、医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育医療に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設立された法人である。

当法人の理事は、職員の意識改革とコンプライアンス遵守の推進という目的意識を持ち、法人の長から信頼を得てサポートし、職員や国民からも信頼を得られる人物が求められている。

そのような条件を満たす人材を登用するためには、当法人と同様に研究開発と医療提供を行っている他NCと同程度の待遇にする必要がある。なお、同じ東京23区内にある国立国際医療研究センターの理事は、1,600万円を超えている。

こうした職務上の特性や他法人との比較を踏まえると、その報酬水準は妥当なものと認められる。

また、当法人の平成28年度業務実績評価については、総合評定A評価（8項目中S評価1項目、A評価2項目、B評価5項目）であり、この点を踏まえても報酬水準は妥当と考えられる。

## 理事（非常勤）

国立成育医療研究センターは、胎児に始まり、新生児、乳児、学童、思春期、成人へと成長・発達し、次の世代を育む過程を、総合的かつ継続的に診る医療に関し、調査、研究及び技術の開発、医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育医療に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設立された法人である。

当法人の理事は、成育医療に関する高度かつ専門的な知識、マネジメント能力やリーダーシップ、研究分野に関する高度な専門性に加え、組織運営に関する豊富な経験を持ち、法人の長から信頼を得てサポートし、職員や国民からも信頼を得られる人物が求められている。

そのような条件を満たす人材を登用するためには、当法人と同様に研究開発と医療提供を行っている他NCと同程度の待遇にする必要がある。なお、同じ東京23区内にある国立がん研究センター、国立国際医療研究センターの理事（非常勤）は、月額6万円と同額である。

こうした職務上の特性や他法人との比較を踏まえると、その報酬水準は妥当なものと認められる。

また、当法人の平成28年度業務実績評価については、総合評定A評価（8項目中S評価1項目、A評価2項目、B評価5項目）であり、この点を踏まえても報酬水準は妥当と考えられる。

## 監事（非常勤）

国立成育医療研究センターは、胎児に始まり、新生児、乳児、学童、思春期、成人へと成長・発達し、次の世代を育む過程を、総合的かつ継続的に診る医療に関し、調査、研究及び技術の開発、医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育医療に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設立された法人である。

当法人の監事は、病院経営に関する知識に加え、豊富な監査経験を有し、監事の立場から研究費の適正な執行、適正な契約方法の確保、経営改善の推進について監査するという明確な目的意識を持ち、法人の長から信頼を得てサポートし、職員や国民からも信頼を得られる人物が求められている。

そのような条件を満たす人材を登用するためには、当法人と同様に研究開発と医療提供を行っている他NCと同程度の待遇にする必要がある。なお、同じ東京23区内にある国立がん研究センター、国立国際医療研究センターの監事（非常勤）は、月額6万円と同額である。

こうした職務上の特性や他法人との比較を踏まえると、その報酬水準は妥当なものと認められる。

また、当法人の平成28年度業務実績評価については、総合評定A評価（8項目中S評価1項目、A評価2項目、B評価5項目）であり、この点を踏まえても報酬水準は妥当と考えられる。

## 【主務大臣の検証結果】

当該役員の報酬は、研究開発を主要な業務とする他法人の役員の報酬額と比較しても妥当な水準であると考えられる。また、役員の職務内容の特性や平成28年度業務実績評価結果を鑑みても妥当な報酬水準であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況（平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年 月			
理事A	千円 該当者なし	年 月			
理事B (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			
理事C (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			
監事A (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			

注：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B (非常勤)	該当者なし
理事C (非常勤)	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注：「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

理事長の業績年俸は、年度単位で定めており、理事長の前年度の業績年俸の額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、当該年度の評価結果に応じて、100分の80から100分の120の範囲の割合を乗じて得た額としている。平成28年度までは、経営状況を踏まえて抑制傾向であったが、平成29年度は厚生労働大臣の平成28年度の業績評価結果がA評価であったことから、一定の評価を実施することとして、100分の110で支給することとした。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国立成育医療研究センター職員の給与水準は、人事院勧告を踏まえ、類似した事業を実施している他NCの職種別給与支給額を参考にした。

○国立研究開発法人国立がん研究センター及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、当法人と同様に研究開発と医療提供を実施しており、法人規模については当法人より大きい。地域手当が同率のため参考にした。

○平成29年国家公務員給与等実態調査では、全俸給表の平均給与月額が416,969円となっており、全職員の平均給与月額は457,000円であり、全俸給表の平均給与月額より高い金額となっている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

国立成育医療研究センターは、組織目標を効率的かつ効果的に達成するため、人事評価制度を導入し、職員が業務で発揮した能力と実績を評価し、院長等基本年俸表適用職員以外の年俸制職員については業績年俸と昇給に反映させている。なお、任期付職員基本年俸表適用職員については、業績年俸にのみ反映させている。

また、年俸制職員以外は業績手当と昇給に反映させている。

#### ③ 給与制度の内容及び平成29年度における主な改定内容

国立成育医療研究センター職員給与規程に則り、俸給及び諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、宿日直手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当）としている。

業績手当の基礎的支給部分については、算定基礎額（基本給+扶養手当+地域手当+研究員調整手当）に6月に支給する場合においては100分の122.5（役職手当の支給を受ける職員は100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（役職手当の支給を受ける職員は100分の117.5）を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

業績反映部分については、算定基礎額（基本給+地域手当+研究員調整手当）に100分の90（役職手当の支給を受ける職員は100分の110）を乗じて得た額としている。ただし、支給割合のうち100分の3は業績反映の原資としている。

なお、平成29年度では、給与法の改定に準拠した俸給の引き上げ（平均0.2%）、業績支給率の引き上げ（0.1月分）を平成29年4月1日に実施した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	633	36.8	6,198	4,636	89	1,562
事務・技術	24	41.8	6,970	5,179	210	1,791
医療職種 （病院医師）	65	43.4	12,177	9,407	55	2,770
医療職種 （病院看護師）	445	34.8	5,381	3,993	69	1,388
技能職種 （看護補助者等）	9	50.6	6,189	4,510	100	1,679
医療職種 （医療技術職）	76	39.2	5,759	4,266	176	1,493
福祉職 （児童指導員等）	11	41.1	5,728	4,271	155	1,457
療養介助職種	1					
専門技術職種 （診療情報管理士等）	2					

注1：常勤職員については、在外職員、任期付等職員及び再任用職員を除く。

注2：上記の「医療職種（病院医師）」については、年俸制が適用される医長以上の医師は含まれない。

注3：上記の「技能職種（看護補助者等）」は、調理師として従事する職員である。

注4：上記の「医療職種（医療技術職）」は、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等として従事する職員である。

注5：上記の「福祉職（児童指導員等）」は、保育士、医療社会事業専門員として従事する職員である。

注6：上記の「療養介助職種」は、介護福祉士として従事する職員である。

注7：上記の「療養介助職種」については、当該者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

注8：上記の「専門技術職種（診療情報管理士等）」は、診療情報管理士として従事する職員である。

注9：上記の「専門技術職種（診療情報管理士等）」については、当該者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

・「在外職員」、「任期付職員」、「再任用職員」、「非常勤職員」については該当する職員がないため、表を記載していない。  
 ・平成29年度を通じて在職し、かつ、平成30年4月1日に在職する職員（休職等により給与が減額された者を除く）の状況である。

### ② 職種別支給状況（年俸制適用者）

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員（年俸制）	86	53.9	14,790	11,302	99	3,488
院長等 （院長）	1	61.5				
副院長等 （副院長・部長・医長）	72	53.5	15,223	11,701	102	3,522
副所長等 （副所長・部長・室長）	13	55.8	12,217	9,026	68	3,191

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：上記職種以外の職種については、該当する職員がないため、欄を記載していない。

注3：上記の「院長等（院長）」については、当該者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

任期付職員（年俸制）	45	44.9	9,015	6,841	117	2,174
任期付職員職種	45	44.9	9,015	6,841	117	2,174

注1：常勤職員については、在外職員、任期付等職員及び再任用職員を除く。

注2：上記の「任期付職員職種」は、研究職として従事する職員である。

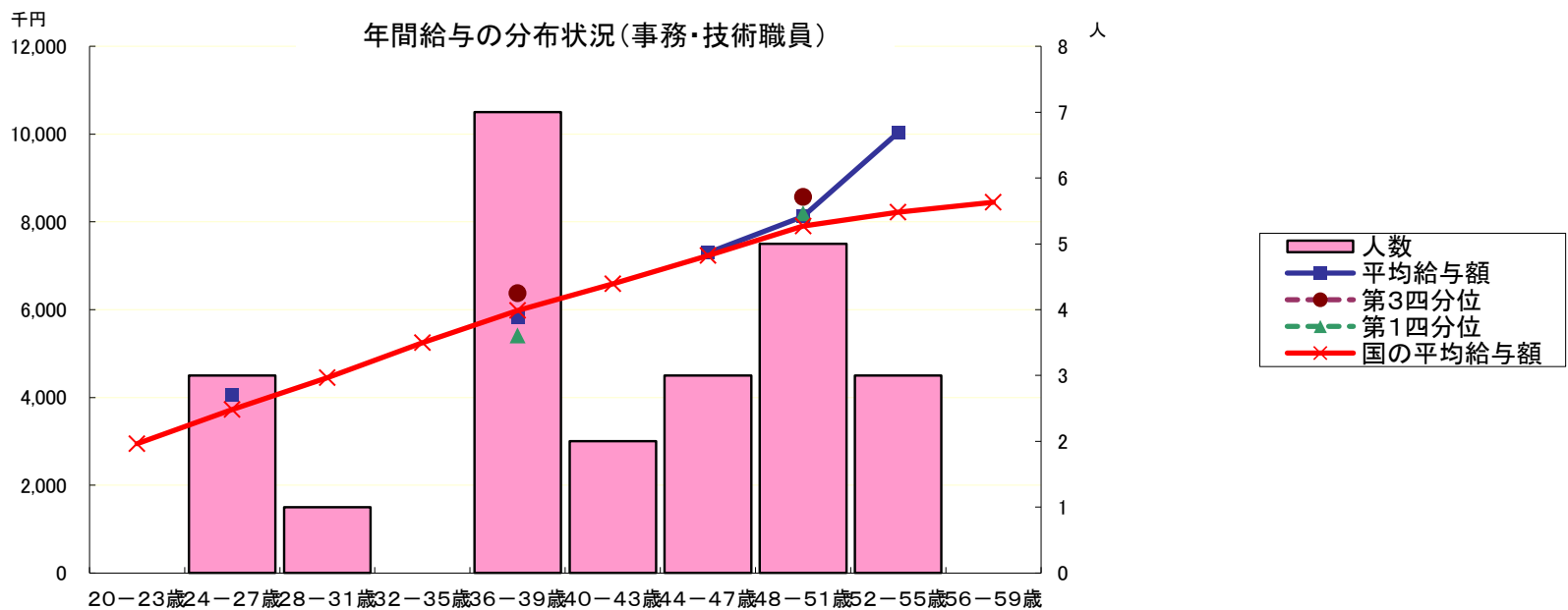
注3：上記職種以外の職種については、該当する職員がいないため、欄に記載していない。

・「在外職員」、「再任用職員」、「非常勤職員」については該当する職員がいないため、表に記載していない。

・平成29年度を通じて在職し、かつ、平成30年4月1日に在職する職員（休職等により給与が減額された者を除く）の状況である。



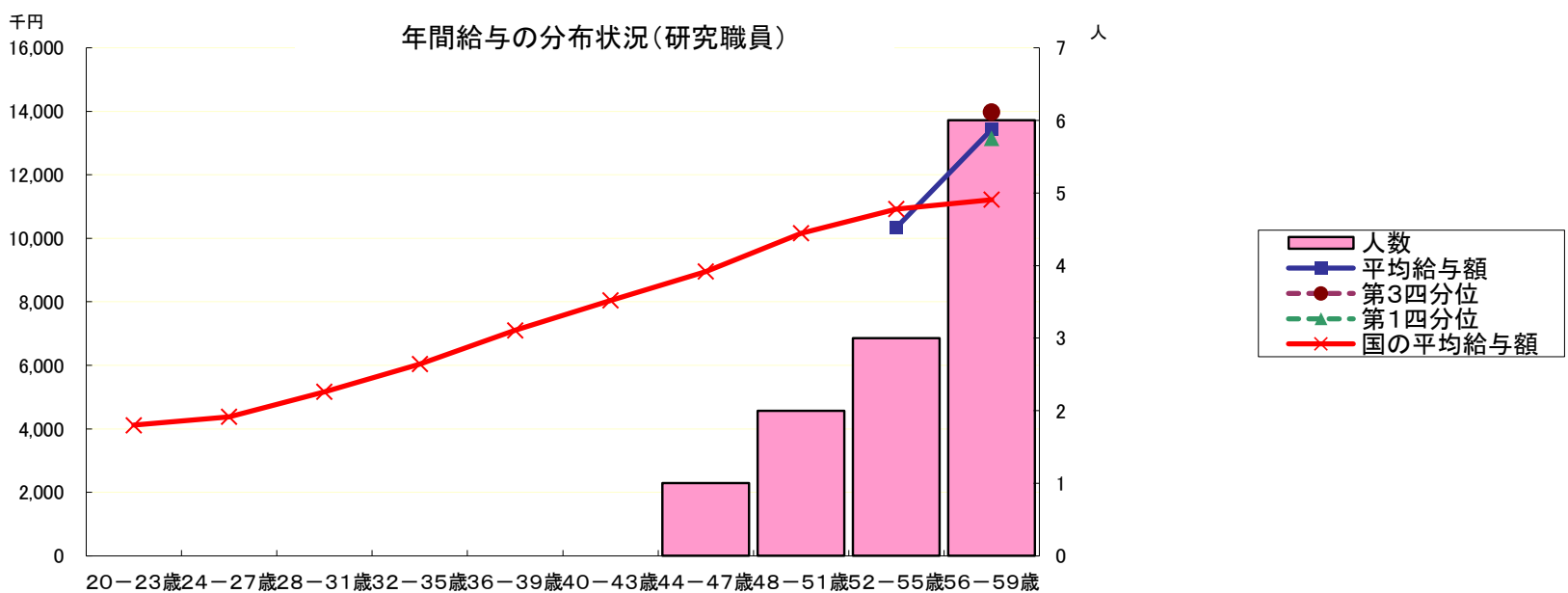
② 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員／研究職員／医療職員（病院医師）／医療職員（病院看護師）／〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

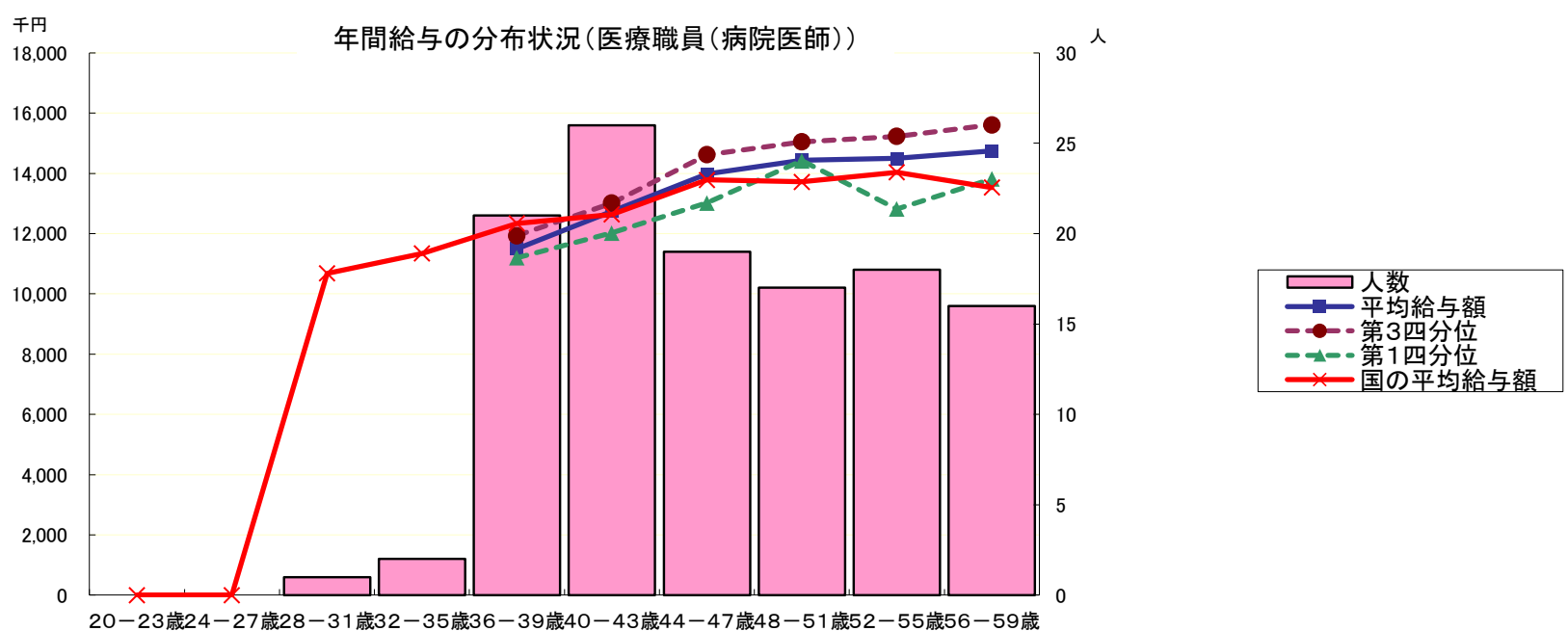
注2：「28-31歳」「40-43歳」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

注3：「24-27歳」「28-31歳」「40-43歳」「44-47歳」「52-55歳」については、該当者が4人以下のため、「第1四分位」及び「第3四分位」の表示は省略した。



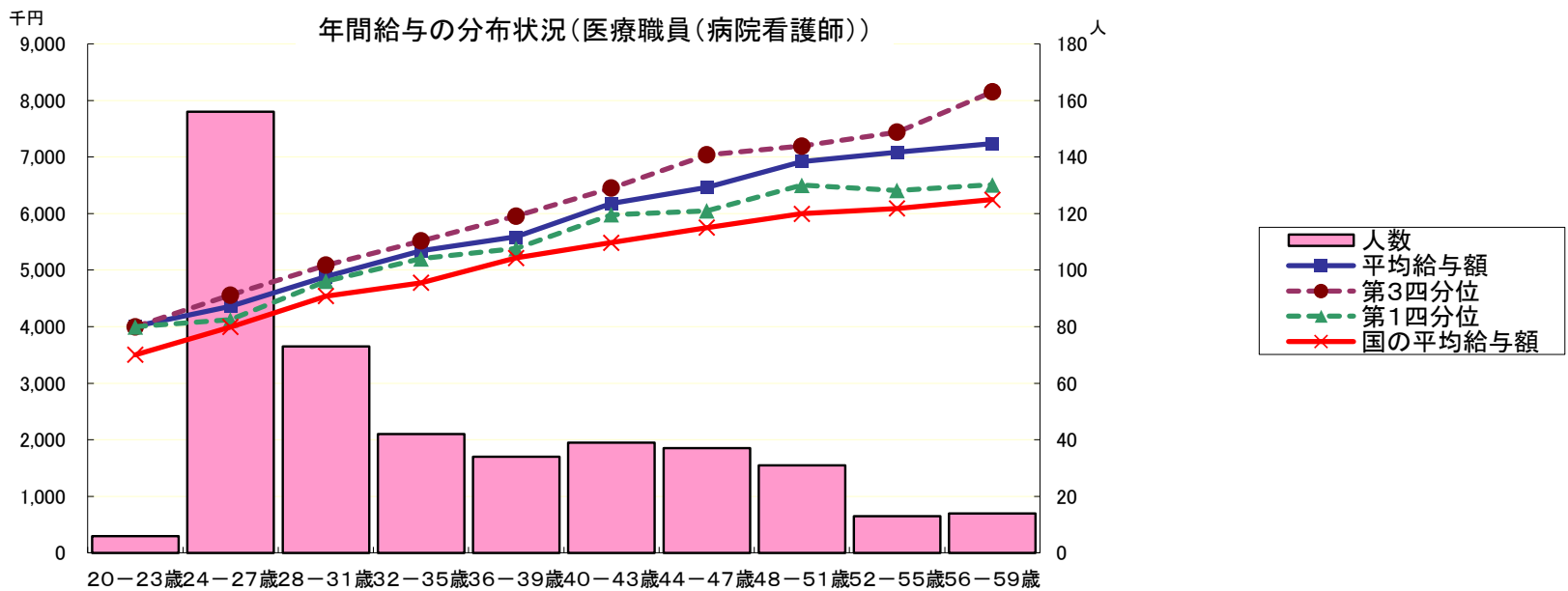
注1：「44-47歳」「48-51歳」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

注2：「44-47歳」「48-51歳」「52-55歳」については、該当者が4人以下のため、「第1四分位」及び「第3四分位」の表示は省略した。



注1：「28-31歳」「32-35歳」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

注2：「28-31歳」「32-35歳」については、該当者が4人以下のため、「第1四分位」及び「第3四分位」の表示は省略した。



③ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員／研究職員／医療職員（病院医師）／医療職員（病院看護師））

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
・本部課長	3	49.2	8,802	—
・本部係長	10	40.6	6,118	7,093～4,811
・本部係員	6	32.2	4,725	5,466～3,918

注2：「本部課長」については、該当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、最高年間給与額及び最低年間給与額については表示していない。

（研究職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
・本部研究部長	7	56.2	13,286	14,365～11,599
・本部主任研究員	5	54.3	10,445	12,288～8,919

（病院職員（病院医師））

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
・医長	54	51.8	14,761	16,894～12,980
・医師	65	43.4	12,123	14,026～9,152

（病院職員（病院看護師））

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
・看護師長	20	48.0	7,783	8,357～6,864
・看護師	383	33.2	5,045	7,440～3,880

④ 賞与（平成29年度）における査定部分の比率（事務・技術職員／研究職員／医療職員（病院医師）／医療職員（病院看護師））

（事務・技術職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 50.6	% 51.8	% 51.2
	査定支給分（勤勉相当）□平均	% 49.4	% 48.2	% 48.8
	最高～最低	% 50.3～48.1	% 49.0～46.9	% 49.6～47.5
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 56.4	% 57.3	% 56.9
	査定支給分（勤勉相当）□平均	% 43.6	% 42.7	% 43.1
	最高～最低	% 57.2～40.8	% 57.2～39.2	% 57.2～40.0

（研究職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 0.0	% 0.0	% 0.0
	査定支給分（勤勉相当）□平均	% 100.0	% 100.0	% 100.0
	最高～最低	% 100.0～100.0	% 100.0～100.0	% 100.0～100.0
一般職員	一律支給分（期末相当）	% —	% —	% —
	査定支給分（勤勉相当）□平均	% —	% —	% —
	最高～最低	% —	% —	% —

注）一般職員は該当者がいないため記載がない。

（医療職員（病院医師））

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 1.9	% 0	% 0.9
	査定支給分（勤勉相当）□平均	% 98.1	% 100.0	% 99.1
	最高～最低	% 100.0～42.0	% 100.0～100.0	% 100.0～72.8
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 57.7	% 57.9	% 57.8
	査定支給分（勤勉相当）□平均	% 42.3	% 42.1	% 42.2
	最高～最低	% 49.7～40.2	% 56.2～38.5	% 53.0～39.3

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 49.4	% 50.4	% 49.9
	査定支給分(勤勉相当) [平均]	% 50.6	% 49.6	% 50.1
	最高～最低	% 58.7～49.3	% 55.6～36.5	% 54.0～43.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 59.3	% 58.5
	査定支給分(勤勉相当) [平均]	% 42.4	% 40.7	% 41.5
	最高～最低	% 58.7～30.7	% 55.6～36.6	% 57.1～36.4

3 給与水準の妥当性の検証等  
事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 103.6</li> <li>・年齢・地域勘案 90.0</li> <li>・年齢・学歴勘案 104.5</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 92.4</li> </ul>
国に比べて給与水準 が高くなっている理 由	<p>当法人は世田谷区にあり、地域手当において1級地となっている。国の事務技術職員の平均給与は全国平均であるため100を上回っているが、地域勘案をした場合は国家公務員より低い水準である。（地域手当1級地の人員構成 国（行政職（一）30.9%（平成29年国家公務員給与等実態調査第10表から算出））、当法人100%）</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 13.4%】  【国からの財政支出額3,349,335,000円、支出予算の総額24,903,557,246円（平成29年度予算）】  【累積欠損額300,494,477円（平成28年度決算）】  【管理職の場合33.3% 常勤職員数24名中8名】  【大卒以上の高学歴者の割合33.3%（常勤職員数24名中8名）】  【支出総額に占める給与・報酬等支給の割合 33.0%】  （支出総額 25,144,694,852円、給与・報酬等支給総額8,294,080,649円（平成28年度決算）】</p> <p>【検証結果】  （法人の検証結果）  平成28年度における数値は国家公務員の水準を上回っているが、地域勘案、地域・学歴勘案では国家公務員より低い水準である。これは法人の事業所が東京都（世田谷区）であり、地域手当の1級地の人員構成が国家公務員と比較し高いことが原因と考えられる。</p> <p>国の財政支出は年額3,349,335,000円であるが、地域手当の1級地の人員構成の割合が高いといった理由から給与水準が国に比べて高いことが直ちに国の財政支出を増加させるものではないと考えられる。事務・技術職における管理職の割合は33.3%と国の俸給の特別調整額対象者割合17.7%（平成29年国家公務員給与等実態調査第9表から算出）を上回っているがこれは事務職については新規採用者を厳しく抑制しているといった理由からである。大卒以上の高学歴者割合33.3%と国56.8%（平成29年国家公務員給与等実態調査第2表から算出）と比較すると低くなっている。また支出総額に占める給与報酬支給割合は33.0%となっている。</p> <p>（主務大臣の検証結果）  地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい</p>
講ずる措置	<p>平成30年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成29年度と同等になることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な給与水準の確保について引き続き検討を行っていく。</p>

研究職

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 112.3</li> <li>・年齢・地域勘案 110.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 111.1</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 109.5</li> </ul>
国に比べて給与水準 が高くなっている理 由	<p>①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の研究職員の平均給与は全国平均であるため112.3となっているが、地域勘案をした場合には110.3と指数が低くなる。            (地域手当1級地の人員構成 国(研究職)45.6%(平成29年国家公務員給与等実態調査第10表から算出)、当法人100%)</p> <p>②研究職に対する初任給調整手当は、当法人では医師手当として支給している。その対象者は61.5%と国家公務員の約14.3倍となっている。            (初任給調整手当の人員構成 国(研究職)4.3%(平成29年国家公務員給与等実態調査第9表から算出)、当法人64.3%)</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 13.4%】            【国からの財政支出額3,349,335,000円、支出予算の総額24,903,557,246円(平成29年度予算)】            【累積欠損額300,494,477円(平成28年度決算)】            【管理職の場合100% 常勤職員数13名中13名】            【大卒以上の高学歴者の割合100%(常勤職員数13名中13名)】            【支出総額に占める給与・報酬等支給の割合 33.0%】            (支出総額 25,144,694,852円、給与・報酬等支給総額8,294,080,649円(平成28年度決算)】</p> <p>【検証結果】            (法人の検証結果)            平成29年度における数値は、国家公務員の水準を上回っている。これは、法人の事業所が東京都(世田谷区)であり、また、国家公務員と比較し、職員に占める大学卒業者の割合が高いことが原因と考えられる。            国の財政支出は、年額3,349,335,000円であるが、管理職の割合や大学卒業者以上の高学歴者の割合といった理由から、給与水準が国に比べて高いことが直ちに国の財政支出を増加させることにつながるものではないと考えられる。            研究職における管理職の割合は100%と、国の俸給の特別調整額対象者割合71.6%(平成29年国家公務員給与等実態調査第9表から算出)を上回っているが、これは研究職については一般研究職の新規採用者を厳しく抑制しているといった理由からである。            大卒者以上の高学歴者の割合100%と、国97.4%(平成29年国家公務員給与等実態調査第2表から算出)と比較すると若干高くなっている。            また、支出総額に占める給与、報酬支給額割合は33.0%となっている。</p> <p>(主務大臣の検証結果)            地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。</p>
講ずる措置	<p>平成30年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成29年度と同等になることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成30年度(平成31年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね108以下となるよう努力していく。</p>

医療職種（病院医師）

項目	内容
対国家公務員指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 101.6</li> <li>・年齢・地域勘案 115.1</li> <li>・年齢・学歴勘案 101.6</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 115.1</li> </ul>
国に比べて給与水準が高くなっている理由	<p>①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の病院医師の平均給与は全国平均であるため101.6となっているが、地域勘案をした場合においても115.1と指数が高くなっている。国の初任給調整手当に準じた医師手当について支給対象としていることが、対国家公務員指数を上回っている理由と考えられる。            （地域手当1級地の人員構成 国（医療職（一））10.6%（平成29年国家公務員給与等実態調査第10表から算出）、当法人100%）</p> <p>②医長以上の医師については、病院における管理職として国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としたこと、及び国の医師より給与水準が高い年俸制を導入した。            （国の俸給の特別調整額対象人員割合：医療職（一）32.4%（平成29年国家公務員給与等実態調査第9表から算出）、当法人の役職手当対象人員割合：52.6%）</p>
給与水準の妥当性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 13.4%】            【国からの財政支出額3,349,335,000円、支出予算の総額24,903,557,246円（平成29年度予算）】            【累積欠損額300,494,477円（平成28年度決算）】            【管理職の場合52.6% 常勤職員数137名中72名】            【大卒以上の高学歴者の割合100%（常勤職員数137名中137名）】            【支出総額に占める給与・報酬等支給の割合 33.0%】            （支出総額 25,144,694,852円、給与・報酬等支給総額8,294,080,649円（平成28年度決算）】</p> <p>【検証結果】            （法人の検証結果）</p> <p>平成29年度における数値は、国家公務員の水準を上回っている。これは、法人の事業所が東京であることが原因と考えられる。            国の財政支出は、年額3,349,335,000円であるが、管理職の割合といった理由から、給与水準が国に比べて高いことが直ちに国の財政支出を増加させることにつながるものではないと考えられる。            病院医師における管理職の割合は52.6%と、国の俸給の特別調整額対象者割合32.4%（平成29年国家公務員給与等実態調査第9表から算出）を上回っているが、これは病院医師については診療体制に応じた適切な配置をしているといった理由からである。            また、支出総額に占める給与・報酬支給額割合は33.0%となっている。平成29年度における数値は、国家公務員の水準を上回っているが、民間医療法人の医師の年間平均給与額は、15,167千円（平成29年度実施第21回医療経済実態調査（2年に1回調査））であり、当法人が必要な人材を確保するためには、競合する業種に属する民間事業者、他法人等の給与水準と比較し、この程度の給与水準とする必要がある。</p> <p>（主務大臣の検証結果）</p> <p>医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益等の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。            今後とも、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、必要な検討を進めていただきたい。</p>
講ずる措置	<p>平成30年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成29年度と同等になることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行っていく。</p>

医療職種（病院看護師）

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 110.8</li> <li>・年齢・地域勘案 103.7</li> <li>・年齢・学歴勘案 110.3</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 103.7</li> </ul>
国に比べて給与水準 が高くなっている理 由	<p>①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の病院看護師の平均給与は全国平均であるため110.8となっているが、地域勘案をした場合には103.7と指数が低くなる。            （地域手当1級地の人員構成 国（医療職（三））4.4%（平成29年国家公務員給与等実態調査第10表から算出）、当法人100%）</p> <p>②師長以上の看護師については、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としている。            （国の俸給の特別調整額対象人員割合：医療職（三）0.9%（平成29年国家公務員給与等実態調査第9表から算出）、当法人の役職手当対象人員割合：5.2%）</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 13.4%】            【国からの財政支出額3,349,335,000円、支出予算の総額24,903,557,246円（平成29年度予算）】            【累積欠損額300,494,477円（平成28年度決算）】            【管理職の場合5.2% 常勤職員数445名中23名】            【大卒以上の高学歴者の割合46.7%（常勤職員数445名中208名）】            【支出総額に占める給与・報酬等支給の割合 33.0%】            （支出総額 25,144,694,852円、給与・報酬等支給総額8,294,080,649円（平成28年度決算）】</p> <p>【検証結果】            （法人の検証結果）            平成29年度における数値は、国家公務員の水準を上回っている。これは、法人の事業所が東京にあり地域手当1級地となることや国と比較し役職手当支給対象割合が高いことが原因と考えられる。            国の財政支出は、年額3,349,335,000円であるが、管理職の割合といった理由から、給与水準が国に比べて高いことが直ちに国の財政支出を増加させることにつながるものではないと考えられる。            病院看護師における管理職の割合は5.2%と、国の俸給の特別調整額対象者割合0.9%（平成29年国家公務員給与等実態調査第9表から算出）を上回っている。また、支出総額に占める給与・報酬支給額割合は33.0%となっている。            平成29年度における数値は、国家公務員の水準を上回っているが、民間医療法人の看護師の年間平均給与額は、4,552,000円（平成29年度実施第21回医療経済実態調査（2年に1回調査））であり、当法人が必要な人材を確保するためには、競合する業種に属する民間事業者、他法人等の給与水準と比較し、この程度の給与水準とする必要がある。</p> <p>（主務大臣の検証結果）            地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様になんら納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。</p>
講ずる措置	<p>平成30年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成29年度と同等になることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行っていく。</p>



○比較対象職員の状況

・研究職種

年俸制適用者以外に係る①表（職種別支給状況）の常勤職員欄の0人、及び年俸制適用者に係る①表（職種別支給状況）の常勤職員（副所長等）欄の13人 計13人  
13人の平均年齢55.8歳、平均年間給与額12,217千円

・医療職種（病院医師）

年俸制適用者以外に係る①表（職種別支給状況）の常勤職員欄の65人、及び年俸制適用者に係る①表（同）の常勤職員（副院長等）欄の72人 計137人  
137人の平均年齢48.7歳、平均年間給与額13,778千円

○支出総額（28決算ベース）に占める給与・報酬等支給総額の割合

33.0%

支出総額 251.4億円

給与・報酬等支給総額 82.9億円

○管理職割合の改善の取組状況

管理職の配置人員については、法人の業務が効率的・効果的に運営ができるよう組織の見直しを必要に応じて適宜行っていくこととする。

4 モデル給与（扶養親族がない場合）

22歳（大卒初任級）	月額 179,200円	年間給与 2,765,640円
35歳（本部課長補佐）	月額 392,400円	年間給与 6,314,832円
50歳（本部課長）	月額 522,240円	年間給与 8,557,490円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当（配偶者6,500円、子1人につき10,000円、父母等6,500

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

国立成育医療研究センターは、組織目標を効率的かつ効果的に達成するため、人事評価制度を導入し、職員が業務で発揮した能力と実績を評価し、院長等基本年俸表適用職員以外の年俸制職員については業績年俸と昇給に反映させている。なお、任期付職員基本年俸表適用職員については、業績年俸にのみ反映させている。また、年俸制職員以外は業績手当と昇給に反映させている。年俸制職員については、業績年俸は100分の80から100分の120の範囲内で反映しており、昇給については6号俸昇給から昇給しない範囲内で反映している。年俸制職員以外については、業績手当は100分の80.0から100分の144.0の範囲内で反映しており、昇給については6号俸昇給から昇給しない範囲内で反映している。

III 総人件費について

区分	平成28年度	平成29年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 8,292,821	千円 8,323,147
退職手当支給額 (B)	千円 176,832	千円 265,540
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,309,547	千円 2,215,479
福利厚生費 (D)	千円 1,558,660	千円 1,590,582
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 12,337,860	千円 12,394,748

注：中期目標管理法及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

①人件費の主な増減要因等

○給与、報酬等支給総額の主な増減要因

- ・良質な医療を効率的に提供していくため、医師等の医療従事者を増員（30,000千円）

○退職手当支給総額の主な増減要因

- ・退職手当支給対象者が、124人から140人に増加したことによる増加

○最広義人件費の主な増減要因

- ・厚生年金保険給付負担率増に伴う法定福利費の増加

○「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）に基づき、平成30年4月1日から以下の措置を講じたこととした。

役職員退職手当規程を改正し、退職手当法上設けられている「調整率」を83.7/100とした。

職員退職手当規程を改正し、退職手当法上設けられている「調整率」を83.7/100とした。

IV その他

特になし